

精神科病院へ入院中の患者

在宅の者

感染により既に
一般病床等に
入院中の患者

保健所において、PCR検査により陽性確認、軽症・重症の判断

専門外来での
PCR検査により
陽性確認

- ①新型コロナウイルス感染症が
- ・重症の場合
 - ・軽症で感染者が1名の場合

- ②軽症の場合で、院内で
クラスターが発生している場合

- ③精神保健福祉法上の
非同意入院が必要な場合

所管保健所による転院調整（※）

所管保健所による転院調整（※）

所管保健所による転院調整

（保健所管内で調整困難な場合）
障がい者保健福祉課（+対策チーム）
での全道域の転院調整

（保健所管内で調整困難な場合）全道域の転院調整

○感染症病床を有する精神科病院への
入院・転院調整

- （調整順）
- ①精神病床及び感染症病床を有する病院
 - ②精神病床及び感染症病床又は結核病床を有する病院
- ※措置入院の場合は指定病院等

（調整可）

（調整困難）

保健所による移送可

感染症指定医療機関等に転院

転院

当該精神科病院での入院継続
（個室対応・防護服着用）

○感染症専門スタッフの応援、
資材の提供

陽性者

陽性者以外
の患者
（濃厚接触有）

陽性者以外
の患者
（濃厚接触無）

（院内で
感染予防が
困難な場合）

所管保健所
による
転院調整

保健所による移送可

転院

入院・転院

※ 措置入院の場合の転院の調整に当たっては、精神保健福祉法施行細則第6条に基づく手続が必要